

2011年5月9日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第165号)

国家外貨管理局、資本項目における 人民元建てクロスボーダー決済に係る手続について規定

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

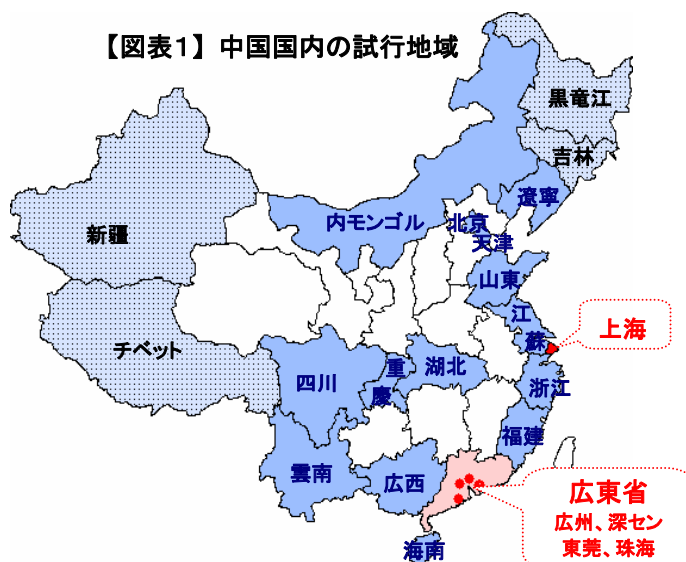
国家外貨管理局は2011年4月7日付で、『クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーションの規範化に関する問題についての通達』(匯綜発[2011]38号、以下、『38号通達』という)を公布しました。『38号通達』は、人民元建てクロスボーダー貿易決済の進展に伴い、需要が増えつつある資本項目における人民元建てクロスボーダー決済の手続について、明確化を図ったものです。

中国人民銀行は今年1月、『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第1号、以下、『1号公告』という)を公布。『1号公告』では、従来は特殊案件として個別に関連当局の許認可が必要であった人民元建て国外直接投資につき、人民元建てクロスボーダー貿易決済の試行が認められている20省市にある企業であれば関連当局で登記手続を行うのみで実施可能であると規定し、関連手続を大幅に簡素化しました(20省市については図表1参照)。この措置により、従来は中国—海外間の貿易やサービス貿易決済に限られていた人民元建てクロスボーダー決済が資本項目まで拡大。地元メディアでは中国金融当局による資本取引自由化の一步ではないかと指摘する声もあり、その後の対応に注目が集まっていました。

この度公布された『38号通達』では、『1号公告』で規定されている人民元建て国外直接投資に係る手続について明確化を図ったほか、現在なお関連当局の個別認可が必要とされている人民元建て外商直接投資につき、外貨管理局での手続に関して規範化を図っています。

また人民元建て対外債務や対外保証についても、原則として現行の外貨管理規定に則って実施すると規定。

【図表1】中国国内の試行地域



【第一期試行地域(地図の赤色部分) 2009年7月認定】

上海市、広東省(深圳、広州、東莞、珠海→広東省全域へ)

【第二期試行地域(地図の青色部分) 2010年6月認定】

北京、天津、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、浙江、福建、山東、湖北、広西、海南、重慶、四川、雲南、チベット、新疆の18省市(黒竜江、吉林、新疆、チベットにおける輸出貨物貿易に係る決済は隣接国との指定港における一般貿易・辺境小額貿易のみ)。

現在、個別認可の状態にある資本項目の事項について、その手続を基本的に外貨管理に沿って行うように求めています。

ただし人民元建て国外直接投資を除き、人民元建ての外商直接投資や対外債務などについては中国人民銀行からまだ詳細な規定が公布されておらず、人民元資金に係る管理などが不明確であるため、『38号通達』の規定内容については関連当局の運用動向を注視していく必要があります。

『38号通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 人民元建て国外直接投資に係る手続

『1号公告』第5条では企業が人民元建てで国外直接投資を実施する場合、外貨建ての国外直接投資と同様、外貨管理局での登記手続を義務付けていましたが、『38号通達』第1条ではこの点につき、「国内機関が人民元を使用して国外直接投資を実施する場合、『1号公告』の要求に基づき、所在地の外貨管理局で国外投資登記もしくは変更登記および前期費用の送金限度額に係る登記手続を行わなければならない」と規定し、人民元建て国外直接投資に係る登記手続について明確化を図っています。

『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第1号)

第5条 国外直接投資に係る前期費用の仕向送金を行う場合、もしくは前期費用の仕向送金が発生していない国外直接投資を行う場合、国内機関は所在地の外貨管理局に以下の資料を提出し、前期費用の仕向送金もしくは国外直接投資に係る登記手続を行わなければならない。

- (1) 書面申請書。
- (2) 国外直接投資主管部門の認可文書およびそのコピーもしくは国外直接投資主管部門に提出した国外直接投資申請文書のコピー。
- (3) 国内機関の営業許可証、組織機構コード証等のコピー。

国内機関所在地の外貨管理局は関連申請資料を受領してから3日以内に関連する情報登記手続を完了しなければならない。

前期費用の仕向送金が発生した国外直接投資の場合、国内機関は国外直接投資主管部門が認可してから30日以内に所在地の外貨管理局に関連情報を送付しなければならない。

(略)

第9条 人民元建て国外直接投資の関連業務において、外貨資金を同時に使用する必要がある場合、国内機関および銀行は外貨管理の関連規定に基づき、国外直接投資に係る外貨資金の仕向・被仕向送金手続を行わなければならない。

(略)

第13条 国内機関が国外投資企業の増資、減資、株式譲渡、清算等に係る人民元の受取・支払は、国外直接投資主管部門の認可文書に基づき銀行で直接、人民元資金の仕向・被仕向送金を行うことができる。

国外直接投資において人民元と外貨を併用する場合、『1号公告』第9条では外貨管理規定に基づき手続を行うように規定していましたが、この点につき、『38号通達』では、人民元と外貨を併用した国外直接投資実施する場合、および人民元建て国外直接投資を外貨建てに変更する場合においても、企業所在地の外貨管理局で前期費用や国外直接投資に係る手続を行うように要求しています。

また『1号公告』第13条では、国内企業が国外に投資・設立した企業に係る減資や持分譲渡、清算などによって取得した人民元資金の国内戻入を認めていましたが、『38号通達』では企業が上述の人民元資金に係る戻入手続を行う際に、所在地の外貨管理局で「戻入可能クロスボーダー人民元限度額登記」を行うように規定しています。

□ クロスボーダー人民元建て外商直接投資に係る手続

『38号通達』第2条では、国外投資家がクロスボーダーで人民元建て外商直接投資を実施する際に必要な外貨管理局での登記手続、出資払込検査(中国語の「验资」)に係る手続などについて規定しています。

➤ 外商投資企業の登記手続

国外投資家が外商投資企業を新設する場合、もしくは中国企業の持分を買収して外商投資企業を設立する場合、必要書類を持参の上、所在地の外貨管理局で外貨登記手続を行う必要がありますが、『38号通達』では出資もしくは買収をクロスボーダーで人民元の形式により実施する場合も同様に外貨管理局での登記手続を行うように規定しています。その際に「人民元による出資もしくは持分譲渡の対価代金の支払であることを明記した商務主管部門の認可文書」を提出するように要求し、その他の手続は原則として外貨管理規定に基づき取り扱うとしています。

【図表2】 外商投資企業の外貨登記手続(不動産企業を除く)

	外貨建て出資	人民元建て出資
必要書類	✓ 外商投資企業外貨登記申請表。 ✓ 商務(もしくは業種)主管部門の企業設立に係る承認文書、認可書。 ✓ 営業許可書。 ✓ 合併契約書(独資の場合は除く)、企業定款。 ✓ 組織機構コード証。 ✓ その他の補充説明資料。	✓ 原則として外貨管理規定に基づき取扱。 ✓ 左掲資料のうち、商務主管部門の認可書に<u>人民元による出資もしくは持分譲渡の対価代金の支払であることを明記してあること。</u>

【『外商投資企業外貨登記管理暫定規定』(匯資函字[1996]第187号などに基づき、中国アドバイザー一部作成)】

➤ 外商投資企業の設立準備資金に係る手続

国外投資家が外商投資企業の設立前に設立準備資金などを支払う必要がある場合、『38号通達』では「設立予定の外商投資企業所在地の外貨管理局でクロスボーダー人民元建て前期費用限度額登記手続を行わなければならない」とし、外貨管理局での登記手続を経た上で、国外投資家が直接投資に係る設立準備資金などを人民元建てで支払うことを認めています。ただし当該手続に係る人民元資金の管理方法などについては明確にされていないため、関連手続については当局による説明を待つ必要があります。

❖参考❖

国外投資家名義の専用外貨預金口座

国外投資家が中国国内において直接投資に関連する活動に従事する場合、当該国外投資家名義の専用外貨預金口座を開設することが可能。外国投資家名義による専用外貨口座は以下の4種類。

投資資金用	外国投資家が中国国内で工事請負、合作による採掘、開発、資源探査およびベンチャー投資を行うとき、非法人営業許可証を受領後、口座開設申請が可能。
買収資金用	外国投資家が中国国内で外商投資企業を設立予定で、事前に土地所有権および付随する不動産、機械設備もしくはその他の資産などを買収する必要がある場合、資産買収契約発効後、口座開設申請が可能。口座残高は外商投資企業設立後に資本金口座へ振替入金可能。
費用支出用	外国投資家が中国国内で外商投資企業を設立予定で、事前に市場調査、政策決定、設立準備などの業務が必要な場合、工商行政管理部門が発効する企業名称の事前認可通知書を受領後、口座開設申請が可能。口座存続期間は原則として6ヵ月。残高限度額は10万米ドルもしくは投資総額の5%。口座残高は外商投資企業設立後に資本金口座へ振替入金可能。
保証金用	外国投資家が中国国内で投資する前に、関連規定や契約の約定に基づき、国内機関に契約履行保証などを提供する必要がある場合、契約の約定期間内において口座開設申請が可能。口座残高は外商投資企業設立後に資本金口座へ振替入金可能。

- ✓ 外国投資家が専用外貨預金口座を開設する場合、外貨管理局に対して、投資活動の真実性、合法性が証明可能な資料の提出が必要。
- ✓ 口座内資金の元転、振替は、1件ごとに外貨管理局の認可が必要。

【『外国企業の直接投資に関わる外貨管理を改善する問題』についての通達』（匯発[2003]30号）、『一部の資本項目の外貨業務に係る審査・承認権限を委譲することに関する問題』についての通達』（匯発[2005]63号）をもとに、中国アドバイザー一部作成】

➤ 出資払込検査に係る手続

外商投資企業を設立する場合、出資払込手続を行った後、会計士事務所による出資払込検査を受ける必要があり、会計士事務所は企業所在地の外貨管理局に対して出資払込検査の照会確認手続を行った後、外商投資企業に出資払込検査報告書を発行します（『会社法』第29－30条、『外商投資企業外貨登記管理暫定規定』（匯資函字[1996]第187号など）。

『38号通達』では国外投資家が人民元建てでクロスボーダー出資を行う場合も、外貨管理局での照会確認手続が必要な旨、規定しているほか、国外投資家が中国側（投資性外商投資企業を含む）の持分買収を行い、持分対価をクロスボーダーで人民元形式により支払う場合、外貨管理局は代金を受け取る企業に対して「持分譲渡代金受取登記証明」を発行するとしています。

また、外商投資性会社が人民元建てでクロスボーダー決済により取得した人民元資金を利用して国内投資を実施する場合、『38号通達』では「投資先企業所在地の外貨管理局は直接投資システムにおいて外商投資性公司所在地の外貨管理局が発行したクロスボーダー人民元建て国内投資に係る認可書に基づき外貨登記および出資払込検査の照会確認手続を行わなければならない」と規定し、外貨管理局での認可手続や出資払込検査などに関して、現行の外貨管理と同様の手続を踏むように求めています。

➤ 人民元建て対外支払に係る手続

中国人民銀行などの関連当局が昨年6月に人民元建てクロスボーダー決済に係る大幅な規制緩和措置を実施して以降、輸入貨物貿易やサービス貿易、配当金などの経常項目に係る対外支払手続は試行地域内の企業であれば原則として取扱可能となっていました。『38号通達』では、減資、持分譲渡、清算などに係る資金を人民元建てで対外支払を行うことを認めており、資本項目に係る対外支払手続において規制緩和が図られています。

□ 人民元建て国外貸付に係る手続

国家外貨管理局は2009年6月、『国内企業による国外貸付の外貨管理に関する問題についての通達』（匯発[2009]24号）を公布し、中国企業による国外子会社への貸付につき、資格要件、限度額などの面において規制緩和を実施しました¹。

『38号通達』ではこうした中国企業による国外貸付につき、「国内企業が人民元の形式によりその国外投資企業に貸付を行う場合、所在地の外貨管理局に対して国外貸付限度額登記手続を行わなければならない」とし、外貨管理局で登記手続を経た上で、中国企業による国外子会社への人民元建て貸付が可能であると規定しています。外貨建て国外貸付とほぼ同様の条件で人民元建て国外貸付が可能であるのではないかと考えられますが、詳細については関連当局の説明を待つ必要があります。

【図表3】 中国企業による国外子会社への外貨貸付に係る規定	
借入人	✓ 中国企業が国外で合法的に設立した全額出資付属企業もしくは出資先企業。
実施方式	✓ 委託貸付もしくは直接貸付の方式により実施。
資格要件	✓ 貸付人および借入人がともに法に基づき登記設立されており、かつ登録資本金が全額払い込まれていること。 ✓ 貸付人と借入人が持続的で良好な経営記録を有しており、健全な財務制度および内部統制制度を有し、かつ直近3年以内に外貨法規違反の状況が発生していないこと。 ✓ 貸付人の歴年の対外直接投資プロジェクトが国内の対外投資主管部門の認定を受けており、併せて外貨管理局で外貨登記手続をおこなっており、かつ直近1回の国外投資合同年度検査に参加し、2級以上の評価を受けていること（設立後1年未満の場合は除く）。 ✓ 承認を受けてすでに国外貸付を実施している場合、すでに実施した前回の国外貸付案件が正常に行われており、契約違反の状況が発生していないこと。
限度額	✓ 貸付人の国外貸付残高はその出資者持分の30%を超えてはならず、また借主が関係登記手続をすでに行った中国側の契約投資金額を超えてはならない。

【『国内企業による国外貸付の外貨管理に関する問題についての通達』（匯発[2009]24号）に基づき、中国アドバイザー一部作成】

¹ 当該通達の適用対象は国内企業による国外子会社への外貨貸付のみであり、それ以外の国外グループ会社（国外の親会社など）への外貨貸付は適用対象外。なお上海市・浦東新区では2010年3月、『浦東新区外資多国籍企業による国外貸付に関わる外貨管理オペレーション規程』（上海匯発[2010]32号）が公布されており、条件を満たす浦東新区の多国籍企業は、国外子会社以外の国外グループ会社への外貨貸付も可能となっている。

□ 人民元建て対外債務に係る手続

人民元建て対外債務については、上海市などの一部地域において関連規定が公布されており²、上海市の場合、人民元建て対外債務につき、「現行の対外債務管理規定に基づき、対外債務登記、元利金返済手続および統計申告等の手続を行わなければならない」と規定していました。

『38号通達』では「国内機関（金融機関を含む）が人民元建て対外債務を借り入れる場合、原則として現行の対外債務管理規定に基づきオペレーションを取り扱う」とし、基本的に外貨建て対外債務と同様の手続を行う旨、規定しています。

また中国企業が人民元建て対外債務を借り入れる場合、「当該対外債務資金につき所在地の外貨管理局に対して対外債務専用口座の開設を申請する必要はない」と規定しており、上海市と同じ内容となっています。

ただし人民元建て対外債務については、中国人民銀行からまだ関連する規定が公布されておらず、手続上、明確さに欠けているため、関連手続の詳細については、当局の運用状況に留意する必要があります。

□ 人民元建て対外保証に係る手続

国家外貨管理局は昨年7月、『国内機関の対外保証管理に関する問題についての通達』（匯發[2010]39号）を公布し、外貨建ての対外保証差入手続の簡素化や資格条件の緩和を図りました。

『38号通達』では「国内機関（金融機関を含む）が人民元建ての対外保証を差し入れる場合、原則として現行の対外保証管理に係る規定に基づきオペレーションを取り扱う」としており、基本的に外貨建て対外保証と同様の手続で人民元建て対外保証差入が可能になるのではないかと考えられます。

中国政府は、人民元の国際化に向けた人民元建てクロスボーダー決済の推進を図るため、資本項目における人民元建て決済の規制緩和を徐々に進めており、今年に入り、中国人民銀行より『1号公告』が公布されたほか、2月には商務部が『外商投資管理業務に係る問題についての通達』（商資函[2011]72号、以下、『72号通達』という）を公布し、国外投資家が人民元建てクロスボーダー決済により取得した人民元資金を利用して中国投資を実施する場合、商務部の同意が必要である旨、明確にしました。

『外商投資管理業務に係る問題についての通達』（商資函[2011]72号）

5. 国外投資家の人民元建て投資に係る問題

プルーデンスに基づく監督管理を行うため、中国人民銀行および国家外貨管理局と協議の上、国外投資家がクロスボーダー貿易決済で取得した人民元および国外で合法的に取得した人民元による中国での投資（企業の新規設立、既存企業への増資、国内企業の合併・買収および貸付金の提供等を含む）を申請する場合、省級商務主管部門はまず商務部（外資司）に書面で報告し、商務部（外資司）の回答・同意を得た後、関連手続を行うことができ、かつ認可証書には出資に係る通貨形式および金額を明確にしなければならない。

² 『上海管轄内機関による人民元建て対外債務の借入における外貨管理に係る問題についての通達』（上海匯發[2011]4号）など。

現在、外商投資企業に係る設立・変更事項について、奨励類・許可類に属する業種であれば、投資総額が3億米ドル以下の場合、地方商務主管部門が審査・承認を行うと規定されています（図表4参照）。

【図表4】 外商投資企業の設立・変更事項に係る認可機関（サービス業を除く⁽¹⁾）

投資総額	奨励類	許可類	制限類
3億米ドル以上	商務部 ⁽²⁾	商務部	商務部
5千万米ドル～3億米ドル	地方商務主管部門 ⁽³⁾	地方商務主管部門	
5千万米ドル未満			地方商務主管部門

(1) サービス業領域（金融、電信領域を除く）の外商投資企業に係る設立・変更事項は、法律法規において商務部が審査・承認を行うと明確に規定されている場合を除き、地方商務主管部門が審査・承認を実施。

(2) 国家総合バランスを必要としないものであれば、3億米ドル以上であっても地方商務主管部門が審査・承認を実施。

(3) 省、自治区、直轄市、計画単列市、新疆生産建設兵団、副省級都市（ハルビン、長春、瀋陽、済南、南京、杭州、広州、武漢、成都、西安を含む）の商務主管部門および国家経済技術開発区のことを指す。

【『外商投資審査・承認権限の委譲に関する問題についての通達』（商資発[2010]209号）に基づき、中国アドバイザー一部作成】

『72号通達』では、国外投資家が人民元建てクロスボーダー決済により取得した人民元資金を利用した中国投資を実施する場合、「省級商務主管部門はまず商務部（外資司）に書面で報告し、商務部（外資司）の回答・同意を得た後、関連手続を行うことができる」としており、人民元を利用した投資の場合、商務部の同意が必要になっているため、外貨建て投資よりも手続に時間を要する可能性があります。さらに、資本項目における人民元建てクロスボーダー決済は開放されたばかりであり、国外投資家による人民元建て外商直接投資は特殊案件扱いで個別認可が必要であることから、実際に人民元建てで出資を実施した事例はまだ少数であると言われており、実務がまだ成熟していないため、商務主管部門での手続もまだ不明な点が残されています。

また人民元為替政策の策定機関であり、人民元建てクロスボーダー決済の今後の動向の鍵をにぎる中国人民銀行からは、『1号公告』の公布以降、直接投資や対外債務などの資本項目に係る措置について明確に規定していないため、関連手続については、今なお慎重な対応が求められています。

従来、国外での人民元の利用は厳しい管理化にあったため、国外投資家による人民元建て投資は、国外投資家が中国国内で取得した人民元利益や清算・持分譲渡などによって得た人民元資金を利用したものに限定されていました。それが2009年7月の人民元建てクロスボーダー決済の規制緩和により状況が一転。中国政府の相次ぐ規制緩和措置もあり、国外に流通する人民元も次第に増加し、資本項目に係る人民元の利用制限も段階的に緩和され、人民元建て外商直接投資に関する議論も本格化してきています。

その一方、中国当局の金融政策は引き締め傾向に傾きつつあり、中国人民銀行は利上げ、預金準備率の引き上げといった措置を相次いで実施。また国家外貨管理局はホットマネーと呼ばれる投機資金の流入を防ぐため、クロスボーダーの資金移動に対する管理強化や、企業および金融機関の対外債務管理の厳格化を図るなど、投機資金の流入に神経を尖らせており、地元メディアでは、金融引き締め政策が長期化するのではないか指摘する声があります。

人民元の国際化の推進に向けた政府方針に基づき、人民元建てクロスボーダー決済に関しては規制緩和が急速に進展しているものの、中国金融当局の関連政策は国内外の経済情勢にあわせて、流動的な政策がとられる可能性もあります。そのため、人民元建てクロスボーダー決済や外貨管理手続については、引き続き関連当局の動向にあわせた対応をとる必要性が高まっています。

『38号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および13ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局綜合司

匯綜発[2011]38号

『クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーションの 規範化に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

クロスボーダー貿易人民元決済の試行業務実施以来、国内機関が外貨管理局に対してクロスボーダー人民元建て各種資本項目業務に係る需要を提起したため、外貨管理局は個別案件として審査・承認する方式により、一部の機関による申請を承認した。管理を規範化し、クロスボーダー人民元建て資本項目業務の順調な展開を推進するため、ここに関連するオペレーション事項に関して以下のように通知する。

1. クロスボーダー人民元建て国外直接投資に係る業務オペレーション

国内機関(金融機関を含まない、以下同)が人民元を使用して国外直接投資を実施する場合、『国外直接投資人民元決済試行管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第1号)の要求に基づき、所在地の外貨管理局で国外投資登記もしくは変更登記および前期費用の仕向送金限度額に係る登記手続を行わなければならない。

国内機関が人民元と外貨による通貨を併用した国外直接投資を実施する場合、および人民元建て国外直接投資を外貨形式による国外直接投資に変更する場合、以下の要求に基づき実施しなければならない。

(1) 前期費用の送金

国内機関が人民元の形式により前期費用の仕向送金を行う場合、所在地の外貨管理局で国外投資の前期費用の仕向送金に係る限度額登記(変更登記を含む)を行わなければならない。銀行は国家外貨管理局の直接投資外貨管理情報システム(以下、「直接投資システム」という)で生成された限度額表に基づき国内機関のために前期費用の仕向送金業務を行い、かつ速やかに直接投資システムを通して外貨管理局に対し関連情報の届出手続を行わなければならない(詳細は添付文書1参照、以下同)。

(2) 国外直接投資登記

- ① 国内機関は所在地の外貨管理局で国外直接投資登記手続を行わなければならない。銀行は直接投資システムで生成された送金可能人民元資金限度額表に基づき、国内機関のために国外直接投資に係る送金業務を行い、かつ速やかに直接投資システムを通して外貨管理局に対し関連情報の届出手続を行わなければならない。
- ② 国内機関が国外投資企業で発生した清算、減資もしくは国外機関への持分譲渡等による国外での合法的な所得を人民元で戻し入れる場合、所在地の外貨管理局で戻入可能クロスボーダー人民元限度額登記手続を行わなければならない。銀行は直接投資システムで生成された戻入可能人民元限度額表に基づき代金受取手続を行い、かつ速やかに直接投資システムを通して外貨管理局に対し関連情報の届出手続を行わなければならない。

2. クロスボーダー人民元建て外商直接投資に係る業務オペレーション

(1) 外商投資企業の登記および変更登記

国外投資家がクロスボーダーで人民元の形式により(国外の人民元資金および非居住者国内人民元口座資金を含む、以下同)出資義務を履行する、もしくは国内居住者に持分譲渡の対価代金を支払う場合、目的企業は人民元による出資もしくは持分譲渡の対価代金の支払であることを明記した商務主管部門の認可文書等の資料を持参して、所在地の外貨管理局で相応する外商投資企業の登記もしくは変更登記を行わなければならない。その他のオペレーションは現行の外資に係る外貨管理関連規定に基づき手続を行う。

(2) 資金の入金届出

- ① 銀行が外商投資企業のためにクロスボーダーの人民元建て資本金の入金手後、および持分譲渡側に対する資産の現金化収入に係る入金手続を行った後、速やかに直接投資システムを通して外管局に対して関連情報の届出手続を行わなければならない。

- ② 国外投資家が外商投資企業の設立前にクロスボーダーで前期資金(買収類、費用類、保証類資金を含む)を人民元建てで支払う場合、まず設立予定の外商投資企業所在地の外貨管理局でクロスボーダー人民元建て前期費用限度額登記手続を行わなければならない。銀行は直接投資システムで登記された限度額に基づきクロスボーダー人民元建て前期費用に係る入金手続を行った後、速やかに直接投資システムを通して外貨管理局に対して関連情報の届出手続を行わなければならない。

(3) 出資払込検査の照会確認

- ① 外商投資企業がクロスボーダー人民元建て出資により、出資払込検査の照会確認手続を行う場合、企業所在地の外貨管理局はクロスボーダー人民元建て資金が流入した銀行の取引参考番号を介して資金流入の真実性に係る照合・検査を実施しなければならない。
- ② 国外投資家がクロスボーダーで中国側(投資性外商投資企業を含む)持分の対価代金を人民元建てで支払う場合、代金受取主体所在地の外貨管理局は関連するクロスボーダー人民元流入届出記録に基づき、直接投資システムを通して代金受取主体のために「持分譲渡代金受取登記証明」を発行しなければならない。
- ③ 外商投資性会社がクロスボーダーの人民元建て収入を国内投資に利用する場合、投資先企業所在地の外貨管理局は直接投資システムにおいて外商投資性公司所在地の外貨管理局が発行したクロスボーダー人民元建て国内投資に係る認可書に基づき外貨登記および出資払込検査の照会確認手続を行わなければならない。

(4) 対外支払

銀行が国外投資家のために人民元の形式により減資、持分譲渡、清算、先行投資回収に係る合法的所得(配当、特別配当を含む)の払出手続を行う場合、直接投資システムで生成された払出可能なクロスボーダー人民元建て資金限度額表に基づき送金手続を行い、かつ直接投資システムを通して速やかに外貨管理局まで届出手続を行わなければならない。

3. 国内企業による国外貸付に係る業務オペレーション

- (1) 国内企業が人民元の形式によりその国外投資企業に貸付を行う場合、所在地の外貨管理局に対して国外貸付限度額登記手続を行わなければならない。銀行は直接投資システムで生成された資金限度額表に基づき国内企業のためにクロスボーダー人民元建て資金の払出手続を行い、かつ速やかに直接投資システムを通して外貨管理局まで関連情報の届出手続を行わなければならない。

- (2) 銀行が国内企業のためにクロスボーダーで人民元の形式により国外貸付の元利金を回収する場合、速やかに直接投資システムを通して外貨管理局まで関連情報の届出手続を行わなければならない。

4. クロスボーダー人民元建て対外(偶発)債務に係る業務オペレーション

(1) 人民元建て対外債務

国内機関(金融機関を含む)が人民元建て対外債務を借り入れる場合、原則として現行の対外債務管理規定に基づきオペレーションを取り扱う。

国内機関(金融機関を含む)が人民元建て対外債務を借り入れ、クロスボーダーで人民元の形式により被仕向送金を行い、かつ引出手続を行う場合、当該対外債務資金につき所在地の外貨管理局に対して対外債務専用口座の開設を申請する必要はない。

(2) 人民元建て対外保証

国内機関(金融機関を含む)が人民元建ての対外保証を差し入れる場合、原則として現行の対外保証管理に係る規定に基づきオペレーションを取り扱う。

5. クロスボーダー人民元建て証券に係る業務オペレーション

(1) A株上場会社の外資株主に係る人民元の形式による株式売却および配当所得の仕向送金

A株上場会社の外資株主は『A株上場会社外資株主の株式売却および配当に係る口座開設および外貨管理に関する問題についての中国人民銀行弁公庁の通達』(銀弁発[2009]178号)第6条に定める資料を持参し、上場会社登記地の外貨管理局に対してA株売却所得に係る資金を人民元の形式により国外に払い出す旨の申請を行うことができる。

A株上場会社の外資株主は銀弁発[2009]178号第7条に定める預金口座開設銀行で人民元の形式による利益配当所得の仕向送金手続を行うことができる。口座開設銀行は資金の送金手続後5営業日以内に関連情報(資金の送金期日、金額を含む)を書面で所在地に外貨管理局まで報告・送付し届出手続を行わなければならない。

(2) H株上場会社の人民元の形式による外国側株主配当に係る仕向送金

国外上場(H株)会社は申請書、上場会社董事会の利益分配決議および税金完納証明書等の資料を持参し、銀行で人民元の形式による国外株主への配当支払を申請することができる。直接投資シス

テムで登記手続済の会社の場合、銀行は直接投資システムを通して関連する配当送金情報を報告しなければならない。直接投資システムで登記手続が未了の会社の場合、銀行は資金送金後5営業日以内に関連情報(資金の送金期日、金額を含む)を書面で所在地外貨管理局まで報告・送付し届出手続を行わなければならない。

6. クロスボーダー人民元建て資本項目業務に係る統計モニタリング作業の強化

各分局(外貨管理部)はクロスボーダー人民元建て資本項目業務に係る監督管理を強化し、国内機関に対して遅滞なく規定に基づき関連する登記、届出もしくは認可手続を行うように要求し、銀行に対して本通達の要求に基づき、関連する情報を報告するように督促かつ指導しなければならない。各種統計モニタリング作業を強化し、銀行および申告主体が国際収支申告義務を履行するように督促・指導し、データの完全性および正確性を保証し、関連する資金移動および為替取引状況を遅滞なくコントロールし、併せて毎月月初5営業日以内に国家外貨管理局資本項目管理司まで管轄内における前月のクロスボーダー人民元建て資本項目業務統計データおよび関連状況を報告しなければならない(具体的な要求は添付文書2参照)。

7. 関連部門との協力・強調の強化

各分局(外貨管理部)は分(支)行内の関連部門および地方发展改革委員会、商務部門等との協力、強調を強化し、情報共有および監督管理協力システムを確立しなければならない。

本通達は2011年5月1日より執行する。各分局(外貨管理部)は本通達を受領した後、速やかに管轄内の中心支局、支局および銀行に転送しなければならない。執行中に問題があった場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司まで報告しなければならない。

添付文書 : 1. クロスボーダー人民元建て直接投資業務銀行ポート届出登記項目(略)
2. クロスボーダー人民元建て資本項目業務統計表および記入要求(略)

国家外貨管理局綜合司

2011年4月7日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局综合司

汇综发[2011]38 号

《关于规范跨境人民币资本项目业务操作有关问题的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

自跨境贸易人民币结算试点业务开展以来，境内机构向外汇局提出了各项跨境人民币资本项目业务需求，外汇局以个案审批的方式批准了一些机构的申请。为规范管理，推进跨境人民币资本项目业务顺利开展，现就有关操作事宜通知如下：

一、 跨境人民币境外直接投资业务操作

境内机构(不含金融机构，下同)使用人民币开展境外直接投资的，应按照《境外直接投资人民币结算试点管理办法》(中国人民银行公告[2011]第 1 号)的要求，到所在地外汇局办理境外投资登记或变更登记以及前期费用汇出额度登记手续。

境内机构以人民币和外币混合币种开展境外直接投资的，以及将人民币境外直接投资改为以外汇形式开展境外直接投资的，应按以下要求操作：

(一) 前期费用汇出

境内机构以人民币形式汇出前期费用的，应到所在地外汇局办理境外投资前期费用汇出的额度登记(含变更登记)。银行应依据国家外汇管理局直接投资外汇管理信息系统(以下简称直接投资系统)生成的额度表为境内机构办理前期费用汇出，并即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息(详见附件 1，下同)。

(二) 境外直接投资登记

1. 境内机构应到所在地外汇局办理境外直接投资登记手续。银行应依据直接投资系统生成的可汇出人民币资金额度表，为境内机构办理境外直接投资汇款业务，并即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。
2. 境内机构以人民币汇回其境外投资企业发生清算、减资或其向境外机构转让股权等境外合法所得，应到所在地外汇局办理可汇回跨境人民币额度登记。银行应依据直接投资系统生成的可汇回人民币额度表办理收款，并即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。

二、 跨境人民币外商直接投资业务操作

（一） 外商投资企业登记及变更登记

境外投资者以跨境人民币形式(含境外人民币资金及非居民境内人民币账户资金,下同)履行出资义务或向境内居民支付股权转让对价款的,标的企业应持商务主管部门注明以人民币出资或支付股权转让对价的核准文件等材料,到所在地外汇局办理相应的外商投资企业登记或变更登记。其他操作参照现行外资外汇管理相关规定办理。

（二） 资金入账备案

1. 银行在为外商投资企业办理跨境人民币资本金入账、以及为股权出让方办理资产变现收入入账后,应即时通过直接投资系统向外汇局各案相关信息。
2. 境外投资者若需在设立外商投资企业前以跨境人民币支付前期资金(含收购类、费用类、保证类资金),应先到拟设立外商投资企业所在地外汇局办理跨境人民币前期费用额度登记。银行在依据直接投资系统所登记的额度办理跨境人民币前期费用入账后,应即时通过直接投资系统向外汇局各案相关信息。

（三） 验资询证

1. 外商投资企业以跨境人民币出资办理验资询证的,企业所在地外汇局应通过跨境人民币资金流入银行的交易参考号校验资金流入的真实性。
2. 境外投资者以跨境人民币支付中方(含投资性外商投资企业)股权对价款的,收款主体所在地外汇局应依据相关跨境人民币流入备案记录,通过直接投资系统为收款主体出具“转股收款登记证明”。
3. 外商投资性公司以跨境人民币收入用于境内投资的,被投资企业所在地外汇局应依据直接投资系统中外商投资性公司所在地外汇局出具的跨境人民币境内投资核准件办理外汇登记及验资询证手续。

（四） 对外付款

银行为境外投资者以人民币形式汇出减资、转股、清算、先行回收投资合法所得(含股息、红利等),应依据直接投资系统生成的可汇出跨境人民币资金额度表办理汇款,并通过直接投资系统即时向外汇局备案。

三. 境内企业境外放款业务操作

- (一) 境内企业以人民币形式向其境外投资企业放款, 应向所在地外汇局申请办理境外放款额度登记。银行应依据直接投资系统生成的资金额度表为境内企业办理跨境人民币资金汇出, 并即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。
- (二) 银行为境内企业以跨境人民币形式收回境外放款本息时, 应即时通过直接投资系统向外汇局备案相关信息。

四. 跨境人民币对外(或有)债务业务操作

(一) 人民币外债

境内机构(含金融机构)借用人民币外债, 原则上按现行外债管理规定操作。

境内机构(含金融机构)借用人民币外债以跨境人民币形式汇入并提款的, 无需就该笔外债资金向所在地外汇局申请开立外债专用账户。

(二) 人民币对外担保

境内机构(含金融机构)提供人民币对外担保, 原则上按现行对外担保管理规定操作。

五. 跨境人民币证券项下业务操作

(一) A股上市公司外资股东以人民币形式汇出减持股份及分红所得

A股上市公司外资股东可持《中国人民银行办公厅关于A股上市公司外资股东减持股份及分红所涉账户开立与外汇管理有关问题的通知》(银办发[2009]178号)第六条规定的材料, 向上市公司注册地外汇局申请将减持A股所得的资金以人民币形式汇出境外。

A股上市公司外资股东可按照银办发[2009]178号第七条规定在存款账户开户行办理以人民币形式汇出分红派息所得。开户银行应在办理资金汇出后5个工作日内将有关信息(含资金汇出日期、金额)书面报送所在地外汇局备案。

(二) H股上市公司以人民币形式汇出外方股东股息

境外上市(H股)公司可持书面申请、上市公司董事会利润分配决议和完税证明等材料, 向银行申请以人民币形式向境外股东支付股息。已在直接投资系统办理登记的公司, 银行应通过直接投资系统反馈相关股息汇出信息; 未在直接投资系统办理登记的公司, 银行应在办理资金汇出后5个工作日内将有关信息(含资金汇出日期、金额)书面报送其所在地外汇局备案。

六. 加强跨境人民币资本项目业务统计监测工作

各分局（外汇管理部）应加强对跨境人民币资本项目业务的监管，要求境内机构及时按照规定办理相关登记、备案或核准手续，指导并督促银行按本通知要求反馈相关信息；强化各项统计监测工作，督促和指导银行及申报主体履行国际收支申报义务，保证数据的完整性和准确性，及时掌控相关资金流动和汇兑情况，并于每月初 5 个工作日内向国家外汇管理局资本项目管理司报送辖内上月跨境人民币资本项目业务统计数据和相关情况（具体要求详见附件 2）。

七. 加强与相关部门的沟通协调

各分局（外汇管理部）应加强与分（支）行内相关部门以及地方发展改革委、商务部门等的沟通和协调，建立信息共享和监管合作机制。

本通知自 2011 年 5 月 1 日起执行。各分局（外汇管理部）收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

- 附件：
1. 跨境人民币直接投资业务银行端备案登记项目（略）
 2. 跨境人民币资本项目业务统计表及填报要求（略）

国家外汇管理局综合司

二〇一一年四月七日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:** 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:** 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:** 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。